



# 豊田市交通安全市民会議加盟団体



豊田市PTA連絡協議会  
 豊田工業高等専門学校  
 豊田市生徒指導連絡協議会  
 連合愛知豊田地域協議会  
 トヨタ交通安全連絡協議会  
 トヨタ自動車労働組合  
 豊田市小中学校長会  
 愛知県立学校西三北地区 校長会  
 豊田市私立幼稚園協会  
 豊田市私立幼稚園保護者の会連合会  
 豊田市区長会  
 豊田商工会議所  
 豊田ロータリークラブ  
 豊田東ロータリークラブ  
 豊田西ロータリークラブ  
 豊田中ロータリークラブ  
 豊田ライオンズクラブ  
 豊田南ライオンズクラブ  
 豊田加茂ライオンズクラブ  
 豊田東名ライオンズクラブ  
 一般社団法人豊田青年会議所  
 豊田市消防団  
 豊田地区安全運転管理協議会  
 豊田みよし交通安全協会  
 足助交通安全協会  
 足助安全運転管理協議会  
 愛知県豊田ダンプカー協会  
 愛知県自動車整備振興会豊田支部  
 愛知県自転車・モーター商協同組合豊田支部  
 愛知県石油商業組合 西三河連合会 豊田地区  
 一般社団法人日本自動車連盟 愛知支部  
 豊田市子ども育成連絡協議会  
 ボーイスカウト豊田地区協議会  
 社会福祉法人豊田市社会福祉協議会  
 豊田市高齢者クラブ連合会  
 豊田市職員労働組合連合会  
 愛知工業大学  
 中京大学  
 杜若高等学校  
 あいち豊田農業協同組合  
 協同組合豊田市鉄工会  
 エフエムとよた株式会社  
 ひまわりネットワーク株式会社  
 社会福祉法人豊田市福祉事業団  
 株式会社豊田ほっとかん  
 豊田大谷高等学校  
 豊田市園長会  
 社会福祉法人豊田みのり福祉会  
 青木小学校区交通安全推進協議会  
 朝日小学校区交通安全推進協議会  
 飯野小学校区交通安全推進協議会  
 石畳小学校区交通安全推進協議会  
 市木小学校区交通安全推進協議会  
 五ヶ丘小学校区交通安全推進協議会  
 五ヶ丘東小学校区交通安全推進協議会  
 稲武小学校区交通安全推進協議会  
 井上小学校区交通安全推進協議会  
 伊保小学校区交通安全推進協議会

岩倉小学校区交通安全推進協議会  
 畝部小学校区交通安全推進協議会  
 梅坪小学校区交通安全推進協議会  
 追分小学校区交通安全推進協議会  
 大畑小学校区交通安全推進協議会  
 大林小学校区交通安全推進協議会  
 小原中部小学校区交通安全推進協議会  
 加納小学校区交通安全推進協議会  
 上鷹見小学校区交通安全推進協議会  
 九久平小学校区交通安全推進協議会  
 幸海小学校区交通安全推進協議会  
 小清水小学校区交通安全推進協議会  
 古瀬間小学校区交通安全・防犯推進協議会  
 駒場学区交通安全推進協議会  
 挙母小学校区交通安全推進協議会  
 衣丘学区交通安全推進協議会  
 敷島小学校区交通安全推進協議会  
 四郷小学校区交通安全推進協議会  
 浄水小学校区交通安全推進協議会  
 浄水北小学校区交通安全推進協議会  
 寿恵野小学校区交通安全推進協議会  
 高嶺小学校区交通安全推進協議会  
 滝脇小学校区交通安全推進協議会  
 竹村小学校区交通安全推進協議会  
 土橋小学校区交通安全推進協議会  
 堤小学校区交通安全推進協議会  
 寺部小学校区団体連絡会  
 道慈小学校区交通安全推進協議会  
 童子山小学校区交通安全推進協議会  
 巴ヶ丘小学校区交通安全推進協議会  
 豊松小学校区交通安全推進協議会  
 中金小学校区交通安全推進協議会  
 中山小学校区交通安全推進協議会  
 西広瀬小学校区交通安全推進協議会  
 西保見小学校区交通安全推進協議会  
 根川小学校区交通安全推進協議会  
 野見小学校区交通安全推進協議会  
 則定小学校区交通安全推進協議会  
 萩野小学校区交通安全推進協議会  
 冷田小学校区交通安全推進協議会  
 東広瀬小学校区交通安全推進協議会  
 東保見小学校区交通安全推進協議会  
 東山小学校区交通安全推進協議会  
 平井小学校区交通安全推進協議会  
 広川台小学校区交通安全推進協議会  
 平和小学校区交通安全推進協議会  
 本城小学校区交通安全推進協議会  
 前山小学校区交通安全推進協議会  
 御作小学校区交通安全推進協議会  
 美山小学校区交通安全推進協議会  
 明和小学校区交通安全推進協議会  
 元城小学校区交通安全推進協議会  
 矢並小学校区交通安全推進協議会  
 山之手小学校区交通安全推進協議会  
 若園小学校区交通安全推進協議会  
 若林西小学校区交通安全推進協議会  
 若林東小学校区交通安全推進協議会  
 (合計115団体、順不同)

# 令和7年 豊田市 交通安全市民運動 実施要綱



## 豊田市交通安全市民会議

〒471-8501 豊田市西町3-60 豊田市役所 交通安全防犯課内  
 TEL 0565-34-6633 FAX 0565-32-3794  
 ホームページ <https://signal.toyota.aichi.jp/>



## 趣 旨

一瞬にして尊い命を奪い、平和な暮らしを脅かす交通事故をなくすことは、私たち豊田市民の切実な願いです。しかしながら、多くの人々の努力にもかかわらず、交通ルールの違反などを原因とする悲惨な交通事故は後を絶ちません。

愛知県内では、高齢者が交通事故死者数の半数近くを占めているほか、交差点における事故による死亡事故が高い割合で推移するなど、依然として厳しい状況が続いています。

そこで、各季の交通安全市民運動を通じて、市民一人一人が、歩行者優先の思いやり運転の励行と交通ルールの遵守に努め、「交通事故ゼロの豊田市」を目指します。

## 目 標

第11次豊田市交通安全計画に掲げる、「令和7年までに交通事故による死傷者数を1,000人以下にする」という目標の達成に向けて、市や関係機関と共働して実現に努めます。

## スローガン

- ・ **ストップ・ザ 交通事故 ～高めようモラル 守ろうルール～**
- ・ **交通事故ゼロの豊田市を目指して**

## 運動重点

- ◎ **とまってくれてありがとう運動の推進**
- ◎ **歩行者保護モデルカー活動の推進**
- ◎ **自転車・二輪車・特定小型原動機付自転車の安全利用の促進**
- ◎ **自転車乗車用ヘルメット着用の促進**
- ◎ **こどもと高齢者の交通事故防止**
- ◎ **歩行者・自転車の交通事故防止**
- ◎ **悪質・危険な運転の根絶**
- ◎ **後部座席を含むシートベルト全席着用の徹底**

## 取組内容

### ○ 家 庭

- 1 日常生活の中で、ヒヤリとした体験や安全な道路の通行方法、自転車の乗り方、交通ルールの大切さについて話し合い、交通安全意識を高めます。
- 2 外出するときは、時間にゆとりをもって出かける習慣を身につけます。
- 3 歩行者は、横断時にドライバーへ横断する意思と感謝を示す「ハンド・アップ運動」「とまってくれてありがとう運動」の実践と、夕暮れ時や夜間、早朝に外出するときは、明るい色の服装で反射材やLEDライト等を着用します。
- 4 ドライバーは、早めのライト点灯とハイビームの活用を実践します。また、横断歩道で歩行者を見たら必ず止まる、歩行者保護を徹底します。
- 5 自転車乗車時のヘルメット着用を徹底し、自転車損害賠償保険等に加入します。
- 6 特定小型原動機付自転車（電動キックボード）乗車時は、ヘルメットを着用します。
- 7 後部座席を含むすべての座席でシートベルトやチャイルドシートを正しく確実に着用します。
- 8 「飲酒運転四（し）ない運動」や「ハンドルキーパー運動」を実践します。
- 9 「ながらスマホ」や「妨害運転」の禁止を徹底します。

### ○ 地 域

- 1 通学路の見守りなどのボランティア活動を推進します。
- 2 反射材の普及やシートベルト・チャイルドシート着用を呼びかけます。
- 3 校区交通安全推進協議会や自治区などで、歩行者や自転車の安全な通行を確保する取組の推進、横断歩道や歩道橋の利用促進を図ります。
- 4 「飲酒運転四（し）ない運動」や「ハンドルキーパー運動」を推進し、飲酒運転根絶の気運を高めます。
- 5 地域ぐるみで、ドライバーには「速度遵守・ハイビームの活用・歩行者優先」を、歩行者には「ハンド・アップ運動」「とまってくれてありがとう運動」の実践を呼びかけます。

### ○ 学校、こども園、幼稚園

- 1 交通ルールと交通ルールを守る大切さを学びます。
- 2 道路の安全な通行（歩行）方法や自転車の安全な利用方法について、こどもと保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室を開催します。
- 3 交通指導員や地域のボランティアと情報交換などを行い、緊密に連携します。
- 4 PTAなどの協力を得て、通学路の危険箇所を点検します。
- 5 自転車乗車時には、ヘルメットを着用し、自転車損害賠償責任保険等に加入します。

### ○ 職 場

- 1 従業員に対して、交通安全教育を実施します。
- 2 職場全体で道路利用者として、交通ルールを遵守します。
- 3 早めのライト点灯とハイビームの活用を推進します。
- 4 後部座席を含むすべての座席でシートベルトの正しい着用を徹底します。
- 5 飲酒運転やながらスマホ、妨害運転根絶のための指導を徹底します。
- 6 「速度遵守・ハイビームの活用・歩行者優先」の思いやり運転（歩行者保護モデルカー活動）を実践します。

## 運動の進め方

豊田市交通安全市民会議に加盟する団体は、各関係機関と相互に連携を図りながら、市民総ぐるみの運動となるよう、それぞれの地域や組織の実情に応じた運動を展開し、各季の運動重点を踏まえた具体的な実施計画を策定し、自主的かつ積極的な活動を推進します。

また、豊田市は「交通事故ゼロの豊田市を目指して」を基本理念に、第11次豊田市交通安全計画を策定しました。豊田市交通安全市民会議も積極的に周知啓発を行っていきます。

### 交通安全対策を考える主な視点（第11次豊田市交通安全計画より）

- ① 高齢者及びこどもの安全確保
- ② 歩行者、自転車利用者及び二輪車運転者の安全対策
- ③ 生活道路・交差点における安全確保
- ④ 地域主体の交通安全対策の推進
- ⑤ 交通安全教育の推進



## 推進する運動

### 1 各季の交通安全市民運動

年4回の各季（春・夏・秋・年末）運動期間中、関係機関・団体と協力して街頭活動を行い、交通安全意識をより高め、交通事故の防止を図ります。

各季の運動で要綱を作成し、運動重点などを周知します。

各季の運動	期 間	市内一斉※ 交通安全街頭活動の日	県内一斉※ 大監視立哨の日
春の交通安全市民運動	4月6日(日) ～4月15日(火)	4月7日(月)	4月10日(木) 午前7時～9時
夏の交通安全市民運動	7月11日(金) ～7月20日(日)	7月11日(金)	7月16日(水) 午前7時～9時
秋の交通安全市民運動	9月21日(日) ～9月30日(火)	9月22日(月)	9月26日(金) 午後4時～6時
年末の交通安全市民運動	12月1日(月) ～12月10日(水)	12月1日(月)	12月5日(金) 午後4時～6時

※各季の運動期間平日の初日に「市内一斉交通安全街頭活動の日」を定めます。

またその他にも、愛知県では上記の通り「県内一斉大監視立哨の日」が定められています。

市内一斉活動の日を中心に実施協力を図りつつ、これらの日時にこだわらず、各団体で実施可能な日時を決めて、活動を実施します。

## 2 交通事故死ゼロの日

毎月ゼロのつく日において、地域の実情に応じた活動を展開し、交通死亡事故の防止を図ります。

《毎月10日、20日、30日》

《交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（木）、9月30日（火）》

## 3 歩行者保護運動

### (1) 「歩行者保護モデルカー活動」の推進

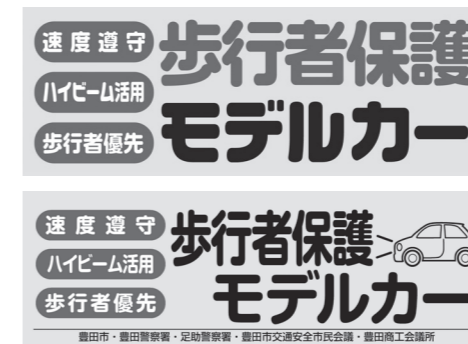
活動を委嘱された事業所が、自社の車両にステッカーを貼り、下記の3項目を実践した運転を行い、安全運転のけん引役を担うことで、交通事故防止を目指しています。

また、市民向けのステッカーを配布し、市内全域で活動の拡大を図っています。

本活動の周知及び実践により、ドライバー一人一人の意識が向上し、歩行者にやさしい安全な豊田市となることを目指します。

## 歩行者保護モデルカー 実践3項目

- ★速度遵守 …………… 制限速度を必ず守る
- ★ハイビームの活用 …… ライト点灯時はハイビームを活用する
- ★歩行者優先 …………… 横断歩道で歩行者を見たら必ず止まる



委嘱事業所用  
ステッカーデザイン



市民向け  
ステッカーデザイン

## 「とよた3Sドライブ」を実践しましょう！

『とよた3Sドライブ』とは、交通事故を防止するための基本的な運転行動です。3つの「S」を実践することで、車優先のまちから歩行者優先のまちを目指しましょう。

- Slow (スロー) …… ゆっくり発進 ゆっくり停止 SLOW・SMART・STOP
- Smart (スマート) …… 余裕の車間距離で、加減速の少ない運転
- Stop (ストップ) …… 横断歩道で歩行者を見たら必ず“止まる”



## (2) ハンド・アップ運動

道路を横断する時、歩行者は、ドライバーに横断する意思を明確に示すために手を挙げることによって、ドライバーは、歩行者に思いやりの気持ちをもって停止します。

歩行者とドライバーが横断時に意思疎通を図る横断方法を「ハンド・アップ運動」として推進します。



ハンドアップ運動のシンボルマーク

## (3) とまってくれてありがとう運動

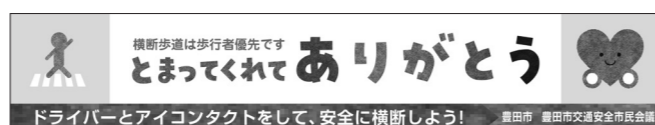
歩行者が横断歩道を渡るとき、歩行者とドライバーがアイコンタクトを行い、一時停止したドライバーに対して、歩行者から積極的に会釈などで「とまってくれてありがとう」と感謝を伝えることで、横断歩道を渡る際の安全確認の徹底を図ります。

また、ドライバーは、歩行者から感謝を伝えられることにより、自身の運転を見直し、さらに歩行者の安全を確保する意識の向上を目指します。

## (4) 実施日

《横断歩道の日 毎月10日》

《こどもを交通事故から守る日 毎月10日》



とまってくれてありがとう運動の横断幕

## 4 自転車・二輪車の安全利用

### (1) 安全利用のための啓発活動

自転車の安全な利用方法を始め、死亡事故につながりやすい二輪車の交通事故の特徴を踏まえた事故抑止の方策など、重点的に啓発活動を実施します。

《自転車・二輪車安全利用の日 毎月20日》

《自転車・二輪車安全利用月間 5月》

《バイクの日 8月19日(火)》

### (2) 豊田市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の周知・徹底

自転車の安全で適正な利用の普及啓発に関する施策を推進することで、自転車利用者の交通安全の確保及び交通安全意識の向上、自転車事故による被害者の救済を図ります。

#### ア 自転車利用者のための交通安全教育の充実

関係機関や関係団体と協力し、自転車利用者への教育及び啓発の機会を充実していきます。また、家庭や地域、学校、職場などにおける交通安全教育の実践を支援します。

#### イ 自転車利用時における交通ルールの遵守の徹底

「歩道では歩行者優先」、「一時停止標識がある場所での一時停止」、「酒気帯び・傘さし・携帯電話等操作しながら・イヤホン等により周囲の音が聞こえない状態での運転等の禁止」、「前照灯の点灯」ほか、ルールをしっかりと守ることを周知徹底します。

#### ウ ヘルメット着用の徹底と自転車の定期的な点検・整備の促進

自分の身を守るために、自転車乗車時のヘルメット着用を徹底し、全ての関係者が連携してヘルメットの着用率を向上させます。また、安全に乗るために自転車をしっかり点検・整備することを推進します。

#### エ 自転車損害賠償保険などへの加入促進

自転車利用者も加害者になり得ることを認識し、被害者救済や経済的負担を軽減するために自転車損害賠償保険などへの加入を促進します。

#### オ 自転車安全利用推進強化地区での重点啓発

市が指定した自転車安全利用推進強化地区において、安全な利用の促進を図るため、啓発を重点的に行います。



条例を周知するチラシ・ポスター

## 5 飲酒運転の根絶

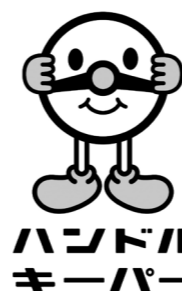
愛知県内では、依然として飲酒運転に起因する重大な交通事故が後を絶たないことから、飲酒運転が引き起こす結果の重大性、悲惨などを市民の意識に浸透させ、その根絶を図るために、年間を通じて各種の取組を実施します。

### (1) 飲酒運転根絶の周知徹底と気運醸成

飲酒運転のもたらす危険性や『飲酒運転四（し）ない運動（運転するなら酒を飲まない。酒を飲んだら運転しない。運転する人に酒をすすめない。酒を飲んだ人に運転させない。）』などを積極的に広報するとともに、飲酒運転根絶宣言署名を実施し、飲酒運転根絶の気運を高めます。

### (2) 飲酒運転を根絶する環境の整備

飲酒を伴う会合などには、車を運転して行かないように周知を徹底するとともに、酒類販売業者や飲食店などと連携して、『ハンドルキーパー運動』の推進や運転代行サービスの利用を勧めるなど、地域ぐるみで飲酒運転を根絶します。



※ハンドルキーパー運動とは、自動車仲間や知人と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が自動車の運転をして仲間などを送り届ける運動です。

ハンドルキーパー運動のロゴマーク

### (3) 飲酒運転根絶の日・飲酒運転根絶強調月間

《飲酒運転根絶の日 毎月第4金曜日》

《飲酒運転根絶強調月間 12月》

## 6 高齢者を交通事故から守る日・週間

発生すると重大な交通事故につながりやすい高齢者の事故を防止するため、高齢者とその周囲の方の交通安全意識を高めるとともに、ドライバーの高齢者に対する思いやり意識の浸透を図るための啓発活動を集中的に行います。

《高齢者を交通事故から守る日 毎月30日（2月は末日）》

《高齢者交通安全週間 9月14日（日）～9月20日（土）》

## 7 ライト・オン運動とハイビームの活用

### (1) ライト・オン運動（夕暮れ時の前照灯早め点灯運動）

薄暗くなる夕暮れ時や荒天時は、視認性が低下し、人や車の動きが見えにくくなる上、仕事や学校からの帰宅時間で人や車の交通量が増える時間帯と重なることから、交通事故が多発する傾向にあります。

ドライバーの視認性の向上を図るとともに、歩行者や自転車利用者、対向車に自車の存在をいち早く知らせるために、早めにライトを点灯することを推進します。

また、歩行者や自転車利用者には反射材用品、LEDライト等の普及と自発的な活用の促進を図ります。

### 〔ライト点灯時刻の目安〕（日没時刻のおおむね1時間前）

※雨天・曇天の視界不良時は昼間でも点灯

1月	2月	3月	4月	5月	6月
16:00	16:30	17:00	17:30	18:00	18:00
7月	8月	9月	10月	11月	12月
18:00	17:30	17:00	16:30	16:00	16:00

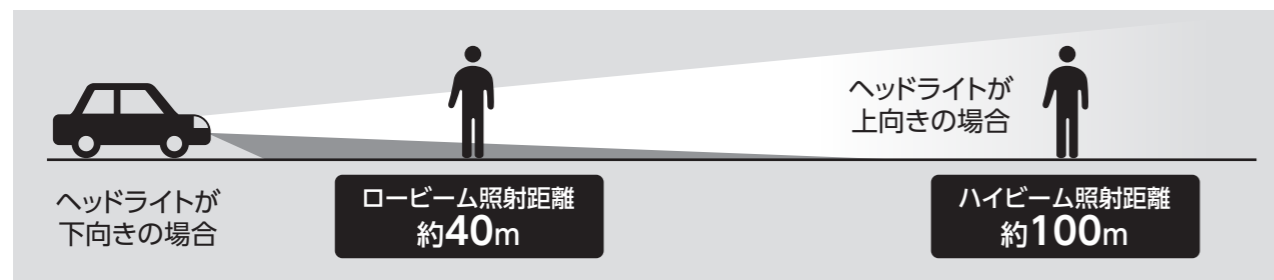


ライト・オン運動のシンボルマーク

### (2) ハイビームの活用

夜間に発生する車両と横断中の歩行者との交通事故において、ほとんどの車両は前照灯（ヘッドライト）が下向き（ロービーム）です。

前照灯を上向き（ハイビーム）にすることで、下向きの場合よりも2倍以上遠くから歩行者を発見することができるため、街灯の少ない暗い道を走行する時や、前を走行する車や対向車がない時などには、ハイビームの活用を推進します。



## 8 「カチッと100！」シートベルト・チャイルドシート着用徹底運動 ～後部座席を含む全席着用率100%をめざして～

シートベルト・チャイルドシートの交通安全上の有効性については実証されており、未だ着用率の低い後部座席のシートベルトの着用及びチャイルドシートの正しい着用を徹底し、全席着用率100%を目指します。

《シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間》

2月11日（火）～ 2月20日（木）

6月11日（水）～ 6月20日（金）

11月11日（火）～ 11月20日（木）

《県内一斉シートベルト・チャイルドシート関所》

2月14日（金）

## 9 「ながらスマホ」の根絶

「ながらスマホ」は、他人の命を奪う、又は自らの命を失う危険な行為です。2024年11月1日施行の改正道路交通法では、自転車運転時の「ながらスマホ」の罰則が強化されました。自動車・自転車運転者だけでなく、歩行者の「ながらスマホ」の危険性や悪質性を積極的に広報するとともに、「ながらスマホ」の根絶を図ります。

## 10 「妨害運転」の根絶

「妨害運転」は、重大な交通事故につながる悪質・危険な行為であり、2020年6月30日施行の改正道路交通法により厳罰化されました。車を運転する際は、周りの車の動きなどに注意し、安全な速度での運転を心がけ、十分な車間距離を保つとともに、無理な進路変更や追越しなどは絶対にしないことの広報啓発活動を実施します。また、妨害運転行為を受けた場合には、人目のある安全な場所に避難して、警察に110番通報をするなどの対処方法についても周知を図ります。

### 豊田市交通安全市民会議の事業

前項のほか、市民の交通安全意識の高揚を図るため、市民会議では次の事業を実施します。

- 1 広報活動**  
コミュニティFM、ケーブルテレビ、テレビ、新聞などのマスメディアを使った広報活動、ホームページによる情報発信を実施していきます。
- 2 交通安全活動の支援**  
交通安全市民運動を始め、自治区、高齢者クラブ、学校などの加盟団体が自主的に行う交通安全活動に対し、タスキやサインボードの支給などの必要な支援を行います。
- 3 イベントへの参画**  
市内各種イベントに積極的に参画し、市民の交通安全意識の高揚を図ります。
- 4 交通安全ポスター・作文・標語の募集**  
作品の制作を通して、交通安全意識の向上を図るとともに、入賞作品は各種交通安全啓発に活用します。
- 5 豊田市交通安全市民大会の開催**  
市民が交通安全の大切さを考える機会として、交通安全に携わる関係者が一堂に会し、交通事故撲滅の決意を新たにします。
- 6 個人・各種団体の表彰**  
交通安全活動に貢献した個人や団体を称え、交通安全意識の高揚を図ります。  
(1) 豊田市交通安全グリーン功労章の贈呈  
地域や職域で交通安全の推進に功績のあった市民、団体  
(2) 交通事故防止優良校・園の表彰  
交通安全の教育指導が顕著で、一定の期間において交通事故防止の成果を挙げた小学校、中学校、こども園、幼稚園
- 7 統計資料の発行**  
豊田警察署、足助警察署と連携しながら、「月末の交通事故発生状況統計資料」及び「交通安全市民会議ニュース」を毎月発行するとともに、「とよたの交通事故」を年1回発行します。
- 8 緊急啓発**  
市内で交通死亡事故が多発するなどの非常時に、緊急的に立哨活動や決起大会などを実施し、市民に交通安全行動の実践を呼びかけ、交通事故防止への注意喚起を行います。



## ○豊田市交通安全条例

(目的)

第1条 この条例は、交通の安全について、市、市民及び車両の使用者等の責務を明らかにするとともに、交通の安全の確保に関する施策の基本となる事項を定めることにより、交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生命、身体及び財産の保護並びに快適な生活の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、市民の交通安全意識の高揚及び交通の安全を確保するため、啓発活動、道路交通環境整備等の総合的な交通安全対策を実施するものとする。

2 市は、前項の対策の実施に当たっては、国、県、警察その他関係機関及び団体（以下「関係機関等」という。）と緊密な連携を図るものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、交通社会の一員としての責任を認識し、日常生活を通じて自主的かつ積極的に交通安全意識及び交通マナーの向上に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、市及び関係機関等が実施する交通の安全に関する施策に協力しなければならない。

(車両の使用者等の責務)

第4条 車両を自らの事業において使用する者（以下「車両の使用者」という。）は、使用する車両の安全な運転を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 車両を運転する者（以下「車両の運転者」という。）は、歩行者の安全を確保する等の安全な運転に努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、車両の使用者及び車両の運転者は、市及び関係機関等が実施する交通の安全に関する施策に協力しなければならない。

(高齢者の交通事故防止)

第5条 市は、高齢者の交通事故防止のために必要な交通の安全に関する施策を実施するものとする。

2 市民、車両の使用者及び車両の運転者は、高齢者の交通の安全の確保を図るため、高齢者が安心して道路を通行できるように配慮するよう努めなければならない。

3 高齢者は、加齢に伴って生ずる身体機能の低下を理解するとともに、交通の安全の確保に自ら努めなければならない。

(飲酒運転の根絶)

第6条 市は、関係機関等と連携して、家庭及び地域における飲酒運転の根絶のため広報啓発活動を行い、飲酒運転の根絶に資する施策を実施するものとする。

2 市民、車両の使用者及び車両の運転者は、飲酒運転が重大な交通事故の原因となることを認識するとともに、家庭、地域、事業所等において、飲酒運転を助長するおそれのある環境の根絶に努めなければならない。

3 酒類を提供する飲食店及び酒類の販売店を営む者は、客の見やすい場所に飲酒運転の防止を呼びかける文書、ポスター等を掲示する等、飲酒運転の根絶のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(自転車の交通事故防止)

第7条 市は、自転車の安全利用を推進するための施策を実施するものとする。

2 自転車の運転者は、歩行者及び他の車両の安全に配慮し、自転車が原因となる交通事故の防止に努めなければならない。

(良好な道路交通環境の確保等)

第8条 市は、交通の安全を確保するため、市の管理する道路の改良及び新設並びに交通安全施設の整備を促進し、良好な道路交通環境の確保に努めなければならない。

2 市長は、良好な道路交通環境を確保するために必要があると認めるときは、関係機関等に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(交通安全計画の策定)

第9条 市長は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）の規定に基づき、豊田市交通安全計画（以下「計画」という。）を策定する。

2 市長は、計画を策定するに当たっては、あらかじめ、広く市民の意見を聴くものとする。

(交通安全教育の推進)

第10条 市長は、交通安全意識の高揚を図るため、児童及び生徒、若者並びに高齢者等の各年齢層に応じた交通安全教育を推進するものとする。

(広報の実施及び情報の提供)

第11条 市長は、前条に定める交通安全教育の徹底を図るため、市民に対し、交通の安全に関する広報啓発活動を積極的に行うほか、必要な情報を適切に提供するものとする。

(交通安全活動の推進)

第12条 市長は、市内の各種団体等をもって組織する豊田市交通安全市民会議（以下「市民会議」という。）と協力して、市民による自主的な活動を効果的に推進するとともに、交通の安全に関し、必要に応じて市民会議の意見を求めるものとする。

2 市民会議は、関係機関等との連携を図り、市民に対する交通安全意識の高揚及び啓発に努めるものとする。

(交通死亡事故等発生時の措置)

第13条 市長は、交通死亡事故が発生した場合又は特定の地域において交通事故が多発した場合で必要があると認めるときは、関係機関等と協議して総合的な交通事故防止対策を検討するものとする。

2 市長は、交通死亡事故が多発した場合は、関係機関等と協議の上、必要があると認めるときは、交通死亡事故多発非常事態宣言を発し、交通死亡事故を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(団体への助成)

第14条 市長は、地域における交通事故防止活動その他交通の安全の確保に関する活動の促進を図るため、交通安全活動を行う団体に対し必要な助成を行うことができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。